

しずおかしこくさいこうりゅうきょうかい
静岡市国際交流協会
がいこくじんじんざいばんくようこう
「外国人人材バンク要綱」

もくてき
(目的)

第1条 この要綱は、静岡市国際交流協会（以下「協会」という。）が、外国人住民の幅広い参加による国際交流や多文化共生の推進に関する活動を促進することを目的に、人材の募集及び登録、並びに紹介を行う外国人人材バンク（以下「人材バンク」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

とうろくしかく
(登録資格)

第2条 人材バンクに登録できる者は、国際交流、多文化共生活動に理解と熱意を有する満18歳以上の個人で、日本語での日常会話が支障なく、外国の文化・習慣等を紹介できるものとする。

とうろくほうほう
(登録方法)

第3条 人材バンクへ登録しようとする者は、人材バンク登録申請書及び登録票（様式第1号）により、登録の申込みを行うものとする。

とうろくこうしん
(登録の更新)

第4条 協会は、原則として、3年に一回、全登録者を対象とした更新確認を行うものとする。

とうろくたいよう
(登録内容の変更)

第5条 登録者は、登録内容を変更したい場合は、速やかに協会に変更の連絡をするものとする。

とうろくとりけし
(登録の取り消し)

第6条 会長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から辞退の申し入れがあったとき
- (2) 長期間にわたり連絡がとれないとき
- (3) 登録者が死亡したとき
- (4) その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき

いらいしやようけんとう
(依頼者の要件等)

第7条 登録者の紹介を協会に依頼することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 静岡県及び静岡市などの地公共団体
- (2) 文化振興団体（生涯学習センター等）及び奉仕団体、国際交流団体など
- (3) その他会長が特に必要と認める団体及び個人

しょうかいほうほう
(紹介の方法)

第8条 外国人人材バンク登録者の紹介を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、原則として実施しようとする日の1か月前までに、紹介依頼書（様式第2号）を協会に提出しなければならない。

2 協会は、依頼内容を検討の上、登録者の同意を得て、氏名、連絡先を依頼者に通知するもの

とする。但し、紹介が不可能な場合は、速やかに依頼者に連絡する。

3 依頼者は、登録者に対して、依頼条件の詳細説明を行う。

4 登録者は、前項の説明を十分に理解した上で協力の諾否を、依頼者に連絡する。

5 依頼者は、登録者の協力諾否について、協会に連絡する。

6 依頼者は、事業終了後、速やかに事業結果報告書（様式第3号）をセンターに提出するものとする。

（費用負担）

第9条 登録者が協力を承諾した活動に伴う交通費や謝礼等については、協会と依頼者が協議した額を依頼者が負担するものとする。

（紹介の条件）

第10条 依頼者及び登録者は、国際交流活動の協力にあたり両者間で取り決めた条件等の不履行等により双方が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。

2 依頼者又は登録者は、ボランティア保険又は傷害保険等に加入するなど、国際交流活動に伴う事故等に備えなければならない。また万一、事故等が発生した場合には、当事者間の責任において、双方誠意をもって解決にあたるものとし、協会はその賠償の責を負わない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。